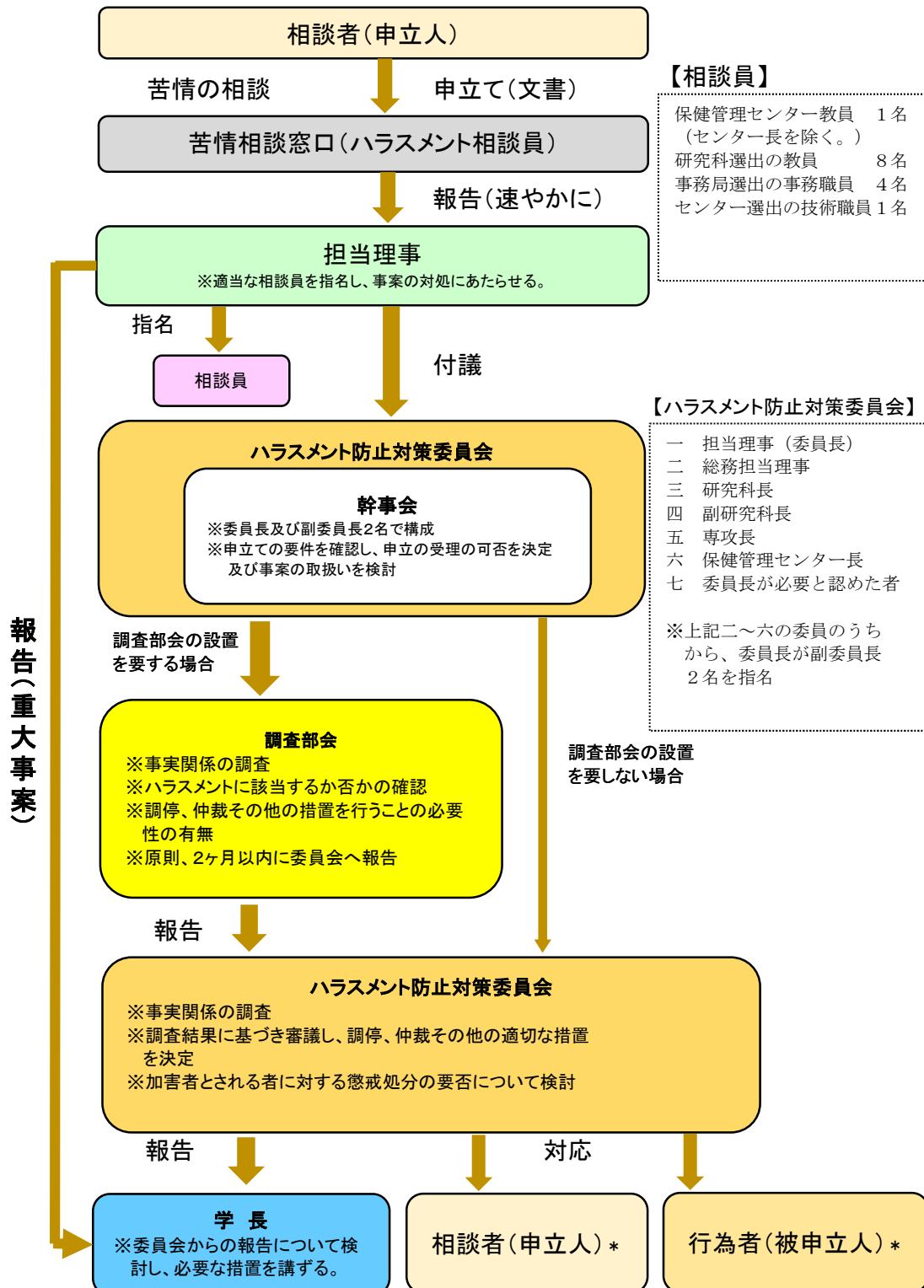
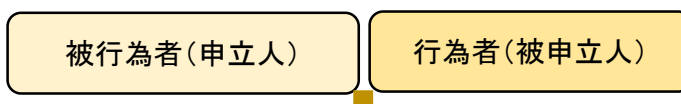


ハラスメントの苦情相談等の流れ



*ハラスメント等の認定に対して、当該認定に係る通知を受け取った日から2週間以内に異議申立てを行うことができる。

<異議申立てが行われた場合の流れ>



異議申立て(文書)
(通知を受け取った日から2週間以内)

ハラスメント防止対策委員会

幹事会
※申立の受理の可否を決定

受理を決定した
場合

調査部会

※事実関係の再調査

報告

ハラスメント防止対策委員会

※再調査結果に基づき、ハラスメント等の認定の取り消しその他必要な措置を決定

報告

学 長

※委員会からの報告について検討し、必要な措置を講ずる。

対応

被行為者(申立人)

行為者(被申立人)